

神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金交付要綱

令和2年5月15日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けた市内中小法人等が営む店舗の家賃負担軽減を図るべく、その一定割合を減額する賃貸人に対して、予算の範囲内で補助金を交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者をいう。ただし、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）を営む者については、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号に規定する政令で定める者とする。
- (2) 店舗とは、来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設であって、オフィスや倉庫、作業所等を除くものをいう。
- (3) 家賃とは、店舗の家賃のほか共益費を含み消費税を除くものをいう。
- (4) 賃貸人とは、店舗が入居する建物の所有者（以下「オーナー」という。）又はオーナーから建物を賃借している者であって、入居している店舗の経営者と賃貸借契約を締結のうえ、賃貸しているものをいう。
- (5) みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (6) 休業要請等とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「措置法」という。）に基づく休業要請、特措法によらない休業の協力依頼及び営業時間短縮の要請をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 本補助事業の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けている神戸市内の店舗に係る家賃を減額している賃貸人であること。
- (2) 前号の減額が令和2年4月分及び5月分の家賃を対象としたものであり、かつ本来家賃相当額の2分の1以上の減額であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、若しくは実質的に経営に関与している者その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする者。

ウ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者。

（店舗要件）

第4条 前条第1項第1号において家賃を減額する店舗（以下「支援対象店舗」という。）については、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 中小法人等が経営していること。なお、みなし大企業は除く。

(2) 兵庫県の休業要請等の対象施設となっている店舗にあつては、求められている休業要請等に従っていること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、若しくは実質的に経営に関与している者、その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

イ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者。

2 前条及び前項の規定に関わらず、以下の場合は、支援対象店舗とはしないものとする。

(1) 支援対象店舗を経営している個人又は法人の代表者が交付対象者である個人又は法人の代表者と同一である場合。

(2) 支援対象店舗を経営している個人又は法人が交付対象者である個人又は法人と会社法（平成17年法律第86号）第2条に定める親会社とその子会社である場合又は生計を一にする親族である場合。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支援対象店舗にかかる令和2年4月分及び5月分の家賃について交付対象者が減額した金額の合計とする。

（補助金の額）

第6条 市長は、前条に定める補助対象経費の10分の8を補助することができる。ただし、1オーナーあたり200万円を上限とする。

2 前項の規定により得た金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、支援対象店舗と賃貸借契約を締結している賃貸人とする。

2 申請者は、本事業の補助金の交付を受けようとするときは、交付申請期間中に次の各号に定める書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書（様式第1号）

(2) 合意確認書（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

- (4) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認ができる書類
- (5) 申請者とオーナーが異なる場合は、建物の登記事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助の決定）

第8条 市長は、前条の規定にかかる補助金交付申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり、条件を附することができる。

3 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に速やかに通知するものとする。

4 市長は、申請者に対し、事業の実施に関して必要な報告又は書類の提出を求め、現地確認を行うことができる。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金交付申請の内容に虚偽又は不正があったときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（1）前条の規定により、補助金交付決定が取り消されたとき。

（2）補助金規則第10条又は第19条により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消されたとき。

（加算金及び遅延利息）

第11条 第8条の規定による補助金交付決定を受けた者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。

2 前項の加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。